

帰還困難区域（双葉町）に実家（原発事故当時は空き家）があるものの、原発事故時県外に居住していた申立人について、申立人が将来の移住先とする目的で実家の近隣に所有していた帰還困難区域（双葉町）の土地（登記上の地目は田）につき、移住に備えて盛土工事がなされていたこと等を考慮して、宅地価格を参考に損害額を算定して財物損害が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X 1及び同X 2（以下、申立人ら2名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（平成28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下、「被相続人」という。）が平成3年5月〇日に死亡し、申立人X 1が、全相続人による合意により、福島県双葉郡双葉町大字〇〇所在の〇〇共同墓地のA家の墓（以下、「本件墓」という。）及び福島県双葉郡双葉町大字〇〇番地所在の建物内の仏壇（以下、「本件仏壇」という。）の祭祀を承継したこと。
- (2) 申立人らの知る限り、上記合意を行った相続人が、被相続人の全相続人であること。

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

(1) 一時立入費用（交通費）

（平成25年11月1日～平成27年4月24日） 3万3396円

(2) 財物価値の喪失又は減少に係る損害

ア 別紙物件目録記載の土地	130万4450円
イ 申立人X 1が祭祀承継者である本件仏壇	10万円
ウ 申立人X 1が祭祀承継者である本件墓	64万円

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金207万7846円の支払義務のあることを認める。

4 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項（2）ア記載の損害に対する賠償金として金65万7750万円を支払い済みであることを相互に確認する。

5 支払方法

(省略)

6 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

7 確認条項

申立人ら及び被申立人は、本件和解契約書第2項（2）アの財物について、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

8 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年4月20日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 白井孝一)